

新川崎・創造のもり第3期第2段階事業事業用地  
土壌汚染地歴調査業務委託

報 告 書

平成 26 年 8 月

株式会社オオスミ

## はじめに

本報告書は土壌汚染の地歴調査であり、公開されている既存資料等に基づき土壌等の汚染の可能性を推察するものである。

報告書の作成にあたっては、その時点で第三者等から収集された情報をもとに評価を行うものであり、情報そのものについての責任を負うものではない。

本報告書は、資料等の調査により得られた情報から検討を行い、とりまとめたものである。

なお、今後新たに確認される情報や、環境（気象、大気、地下水等）・土地使用形態等の変化によって生じる既存情報の更新等に伴い、本報告書の内容が変更される可能性を否定するものではない。

地歴調査は原位置等における物理的・化学的な調査を行わず、汚染等の可能性について述べるものであり、土壌環境中の定性・定量的な汚染の確認は別途調査が必要となる。

報告書中の地形図・空中写真・住宅地図（以下「地図等」という）は、国土地理院、並びに株式会社ゼンリン、吉田地図株式会社、株式会社昭文社（以下「著作権者」という）の示す利用手続の遵守、あるいは複製利用許諾の取得の上で使用しているものである。

使用許諾範囲は、本報告書の作成・提出までに限定され、これを超える用途については使用が禁止されている。これを超える複製使用による提出・譲渡を行うためにはその都度、著作権者との地図複製許諾の契約が必要となるものがある。

なお本報告書の使用者は、地図等の利用に関する注意・制限（下記参照）を承諾した上で、これを利用するものとする。

### 〈地図等の利用に関する注意及び制限〉

1. 各著作権者は、地図に記載されている情報の正確性・完全性を保証するものではなく、特定の利用目的や要求を満たすことを保証するものではないものとします。
2. 各著作権者は、地図中の誤字・脱字又は地形・道路の位置のずれ若しくは建物・敷地の大きさ等に表記上・内容上の誤りがあったとしても、責任を負わないものとします。
3. 各著作権者は、地図中の個人情報やその他の情報を任意に削除、修正を行う場合があります。
4. 各著作権者は、地図の利用に関して第三者に損害が発生した場合、何らの責任を負わないものとします。

本報告書を使用する者は、以上の事由を十分に理解してその責任のもとに使用して頂きたい。

## 目 次

1. 調査概要	1
1.1. 調査件名	1
1.2. 調査目的	1
1.3. 調査対象地	1
1.4. 調査期間	1
1.5. 調査機関	1
2. 調査内容及び調査方法	3
3. 調査結果	4
3.1. 地図等調査	4
3.2. 登記簿調査	5
3.3. ヒアリング調査	6
3.4. 現地調査	7
3.5. 周辺環境データ調査	10
3.6. 地形地質概要調査	10
3.7. 遵法性調査	11
4. 総 括	12
添付資料	巻末

## 1. 調査概要

### 1.1. 調査件名

新川崎・創造のもり第3期第2段階事業事業用地土壌汚染地歴調査業務委託

### 1.2. 調査目的

調査対象地において、入手可能な資料等により対象地の土地利用履歴を調査し、土壌汚染の可能性を推察することを目的とする。

### 1.3. 調査対象地

調査対象地を図 1-1 に示す。

所在地：(住居表示) 神奈川県川崎市幸区新川崎 7 番地  
(地番表示) 神奈川県川崎市幸区新川崎 308 番 7  
及び同 308 番 8、308 番 10 の各一部  
面積：9,206.98 m<sup>2</sup> (業務委託仕様書による)

### 1.4. 調査期間

平成 26 年 7 月 11 日 (金) ～平成 26 年 8 月 29 日 (金)

### 1.5. 調査機関

株式会社オオスミ

神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町 20-17

電話：045-924-1050 (代)

ホームページ：<http://www.o-smi.co.jp>

- ・土壌汚染対策法指定調査機関登録 環境大臣 環 2003-1-85
- ・計量証明事業登録 神奈川県 濃度第 18 号
- ・建設コンサルタント業登録 建設大臣 23 第 9793 号

窓口 株式会社オオスミ 東京支店

土壌環境グループ 土壌調査グループ

東京都千代田区猿樂町 2-1-14 A&Xビル 5 F

電話：03-3219-5028 (直)

担当者：鈴木 恒 (資格：土壌汚染調査技術管理者)

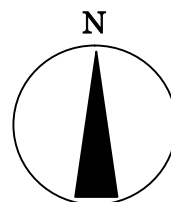




図 1-1 調査対象地案内図

凡例

: 対象地



地図使用承認©昭文社第 55G153 号

## 2. 調査内容及び調査方法

### ○地図等調査

- ・地形図、住宅地図及び空中写真の判読による対象地の変遷確認調査の実施。

### ○登記簿調査

- ・不動産登記簿による対象地の変遷確認調査の実施。

### ○ヒアリング調査

- ・対象地に関するヒアリングの実施。

### ○現地調査

- ・対象地及びその周辺踏査の実施。

### ○周辺環境データ調査

- ・自治体による周辺環境測定データの判読の実施。

### ○地形地質概要調査

- ・表層地質図等による地質・地下水流向の判読の実施。

### ○遵法性調査

- ・土壌汚染対策法（平成22年4月1日改正）に定められる土壌調査の該当の有無の確認。
- ・土壌調査を義務づける条例等の有無の確認。

なお、本報告書の評価において、有害物質を使用・保管している可能性がある業種は表2-1に挙げるものとし、また、有害物質とは、土壌汚染対策法（平成15年2月15日施行）で指定されている25物質（表2-2参照）及び油類、ダイオキシン類とする。

表2-1 有害物質を使用・保管しうる業種

業種		
金属・石炭業	総合工事業	食品製造業
繊維工業(衣服・その他繊維製品を除く)	塗装業	木材・木製品製造業(家具を除く)
パルプ・紙・紙加工製造業(製紙・紡績業)	出版・印刷・同関連産業	化学工業
石油製品・石炭製品製造業	プラスチック製品製造業	ゴム製品製造業
なめし革・同製品・毛皮製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業
非鉄金属製造業	金属製品製造業	金属処理業
機械器具製造業(一般・電気・輸送・精密)	その他の製造業	電気業
ガス業	鉄道業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
洗濯・浴場業	ガソリンスタンド	自動車整備業
廃棄物処理業	医療業	保健衛生
学術研究機関	その他	—

(日本標準産業分類より)

表2-2 土壌汚染対策法に定める特定有害物質

分類	特定有害物質の種類
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン
第二種特定有害物質 (重金属等)	ガドリウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
第三種特定有害物質 (農薬等:農薬+PCB)	シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、有機りん化合物

### 3. 調査結果

#### 3.1. 地図等調査（巻末資料1「旧地形図、住宅地図及び空中写真」参照）

対象地及び周辺の地形図、住宅地図及び空中写真を確認した結果を表3-1に示した。

表3-1 地図等による土地変遷確認調査

年代 (西暦)	対象地 土地利用状況	対象地周辺 土地利用状況	根拠資料 (巻末参照)
明治39年 (1906年)	農用地(田、畑) 民家	農用地(田、畑) 民家	地形図-1
大正11年 (1922年)	同上	同上	地形図-2
昭和12年 (1937年)	線路	鉄道用地(線路 低層建物)	地形図-3
昭和20年 (1945年)	鶴見操車場の一画 (線路複数)	同上(鶴見操車場)	地形図-4
昭和22年 (1947年)	同上	同上	空中写真-1
昭和30年 (1955年)	同上	同上(新鶴見操車場)	地形図-5
昭和33年 (1958年)	同上	同上(東京鉄道管理局新鶴見貨車区)	住宅地図-1
昭和38年 (1963年)	線路複数 低層建物	同上(建物の配置が変更される)	空中写真-2
昭和42年 (1967年)	同上	同上	住宅地図-2
昭和50年 (1975年)	同上	同上(東京南鉄道管理局新鶴見貨車区)	空中写真-3 住宅地図-3
昭和59年 (1984年)	同上	同上	住宅地図-4
平成元年 (1989年)	未利用地 (造成中：一部に盛土)	未利用地(造成中) 線路	空中写真-4
平成3年 (1991年)	同上	同上	住宅地図-5
平成11年 (1999年)	同上	同上	住宅地図-6
平成14年 (2002年)	同上(造成は完了している)	同上 (造成は完了し、若干の構造物が見られる)	空中写真-5
平成19年 (2007年)	同上	未利用地 線路 電子機器会社 <sup>1)</sup>	空中写真-6 住宅地図-7
平成26年 (2014年)	同上	公園 広場 研究施設 線路 電子機器会社 未利用地	住宅地図-8

1) 電子機器会社(パイオニア株本社)：住宅地図に記載なく、現地調査で確認した。

3.2. 登記簿調査（巻末資料2「登記簿謄本」参照）

対象地について、土地登記簿を確認した結果を表3-2に示した。なお、対象地に建物の登記は確認されない。

表3-2 土地登記簿による土地変遷確認調査

地番	受付年月日	地目	所有者等	その他
(308-2)	S27. 8. 4	雑種地	日本国有鉄道	所有権保存
	S58. 8. 15	鉄道用地	〃	年月日不詳地目変更
	H2. 6. 4	〃	日本国有鉄道清算事業団	S62. 4. 1 名称変更
	H5. 8. 13	〃	〃	309-2外複数地番を合筆
(308-5)	H5. 12. 7	鉄道用地	日本国有鉄道清算事業団	308-2より分筆
	H6. 10. 26	〃	〃	308-5、-7に分筆
	H7. 11. 29	〃	〃	308-5、-8、-9に分筆
	H8. 12. 2	雑種地	〃	年月日不詳一部地目変更
	〃	〃	〃	308-5、-10に分筆
308-7 3,604㎡	H6. 10. 26	鉄道用地	日本国有鉄道清算事業団	308-5より分筆
	〃	雑種地	〃	年月日不詳地目変更
	H7. 2. 20	〃	川崎市	H7. 1. 31 売買による所有権移転
308-8 7,578㎡	H7. 11. 29	鉄道用地	日本国有鉄道清算事業団	308-5より分筆
	H8. 1. 23	雑種地	〃	年月日不詳地目変更
	H8. 2. 19	〃	川崎市	H8. 1. 31 売買による所有権移転
308-10 6,799㎡	H8. 12. 2	雑種地	日本国有鉄道清算事業団	308-5より分筆
	H9. 2. 17	〃	川崎市	H9. 1. 31 売買による所有権移転
備考				
( ) 内は分筆元の地番				

地図等及び登記簿より確認された対象地の土地変遷は以下のとおりである。

対象地は、大正時代までは民家が点在する農用地であったが、昭和初期には複数の線路が敷設される操車場（貨車列車の組成・入換を行う場所）の一面であった。空中写真等によると、操車場には多数の線路が敷設され、対象地部分にも多くの線路が見られたが、対象地内の東側の一面には低層建物が立地していた。

本操車場は新鶴見操車場（当初は鶴見操車場、後に東京南鉄道管理局新鶴見貨車区と併記される）と呼ばれており、鉄道関連の雑誌資料を閲覧したところ、新鶴見操車場は昭和4年に使用開始され、昭和50年代まで貨車の輸送を担っていたとのことである。また、場内にはハンプと呼ばれる人工的な丘があり、貨車の移動に利用されていたようである。

平成元年頃には大規模に造成工事が行われ、対象地に盛土が見られた。平成14年頃には造成は完了し、平成19年頃には周辺に建物が立地するようになったが、対象地は現在でも未利用地である。

対象地の周辺も操車場跡地であり、多くの線路と少数の低層建物が立地していた。平成元年頃の造成で一旦未利用地となった後、近年、川崎市関連の研究所や電子機器会社等が立地した。

### 3.3. ヒアリング調査

対象地に過去に立地していた新鶴見操車場に関して、関係者にヒアリングを実施した。

#### 【ヒアリング概要】

- ・日 時：平成26年8月18日(月) 14:00～
- ・手 段：電話ヒアリング
- ・担 当 者：東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社用地課2グループ 福田 様
- ・聴取り者：株式会社オオスミ 鈴木 恒

表 3-3 ヒアリング結果

質問内容	回答
新鶴見操車場の操業内容について	貨物列車の組成・入換等を行う施設である。施設は線路等が主体で、建物は指令関連の施設が多かった。
空中写真等において確認される建物の種類等の確認は可能か	詳細な図面等はなく、当時働いていた職員に確認させる等の対応がなければ難しいと思う。
車両整備や塗装等は行っていたか	基本的には車両整備工場で行っていたが、鶴見操車場で行っていなかったと断定はできない。

### 3.4. 現地調査

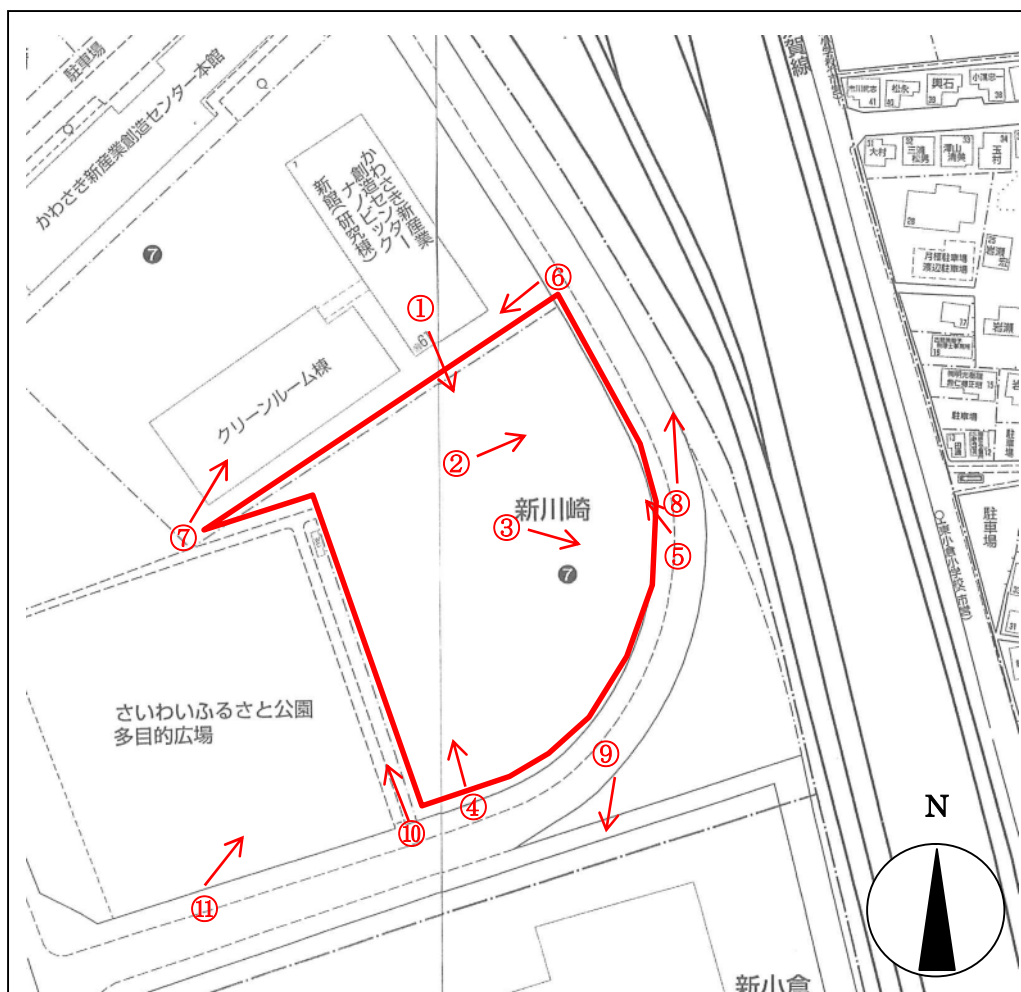
対象地の現況を目視にて確認した。

#### 【現地調査概要】

実施日：平成26年8月11日（月） 11:00～

案内者：川崎市 経済労働局次世代産業推進室 藤本 順也 様

実施者：株式会社オオスミ 土壌環境グループ 鈴木 恒



株式会社ゼンリン 住宅地図（2014）より  
（複製使用許諾番号 Z14K-第 2967 号）

図 3-1 写真撮影位置図



### 3.4.1. 対象地の状況

対象地は現在、大半が未利用地で、一部が建設資材の置場として利用されている。案内者によると、以前より複数の資材置場等に利用されており、敷地内の舗装はその名残であるとのことである。

敷地内に土壌環境への影響が懸念されるような廃棄物の投棄等は確認されなかった。



①対象地の状況

(北側隣接ビルより：一部が建設資材置場である)



②対象地の状況

(北側：未利用地である)



③対象地の状況

(仮囲い内：少量の建設資材が保管される)



④対象地の状況

(南側：舗装された進入路)



⑤対象地の状況

(東側境界：対処地は道路面より2m程度高い)

### 3.4.2. 周辺地区の状況

対象地の周辺は北側に川崎市関連の研究所、南側に電子機器会社が立地している。  
東側には線路が見られ、西側は公園である。



⑥対象地周辺の状況  
(北側敷地境界：緑地や舗装道路である)



⑦対象地周辺の状況  
(北側：川崎市関連の研究所棟)



⑧対象地周辺の状況  
(東側：公道の先は線路)



⑨対象地周辺の状況  
(東側：電子機器会社本社)



⑩対象地周辺の状況  
(西側境界付近：公園の緑地)



⑪対象地周辺の状況  
(西側：多目的広場)



### 3.5. 周辺環境データ調査（巻末資料3「周辺環境測定データ」参照）

神奈川県発表の地下水水質測定ならびに、川崎市が実施するダイオキシン類調査の結果を確認した。

地下水の水質については、平成23年度に対象地の南西側約0.3kmの「川崎市幸区小倉」において概況調査が実施されており、環境基準値の超過は確認されなかった。

ダイオキシン類調査については、平成17年度に対象地の北西側約0.6kmである「塚越第2公園」において土壌の項目、また、平成22年度に対象地の西側約0.2kmである「幸区南加瀬」において地下水の項目が実施されており、ともに環境基準値の超過は確認されない。

### 3.6. 地形地質概要調査（巻末資料4「地形・地質資料」参照）

対象地域は多摩川低地と呼ばれる沖積低地に位置している。

対象地の地質は、最寄り地点の柱状断面図によると、GL-1m付近までの埋土・表土層の下には砂層がGL-10m程度まで分布して、それ以深は粘性土が堆積している。

対象地の地下水位は、GL-2～3m程度と推測される。またその流向は概ね北西から南東方向と考えられる。

### 3.7. 遵法性調査

#### 3.7.1. 土壌汚染対策法の調査要件の該当の有無

土壌汚染対策法（平成22年4月1日改正）では、以下の場合に土壌調査の義務づけの発生又は命令の発出対象となる。

- ・ 水質汚濁防止法並びに下水道法に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時。  
（第3条：調査義務）
- ・ 一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更<sup>1)</sup>の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき。（第4条：調査命令）
- ・ 土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき。  
（第5条：調査命令）

対象地には水質汚濁防止法及び下水道法の特定施設は存在せず、第3条の調査義務はない。また、対象地周辺で健康被害が生じる土壌汚染の発生事例は無く、第5条にも該当しないものと思われる。

ただし、対象地の面積（9,206.98㎡）を鑑みると、土地の形質変更面積によっては、第4条の届出を要する可能性がある。

なお、土壌汚染対策法では、汚染が確認された場合、健康被害のおそれがあり対策を要する「要措置区域」と、健康被害が生じるおそれがなく、早急な対策は不要で土地の形質変更時に届け出る必要のある「形質変更時要届出区域」に分けて指定される。

川崎市ホームページによると、平成26年8月14日の時点では、対象地を含む新鶴見操車場跡地において区域の指定は確認されない。

#### 3.7.2. 土壌調査を義務づける条例等の有無

川崎市では、土壌調査を義務づける条例として「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」がある。同条例では、過去の土地利用状況からみて、特定有害物質等<sup>2)</sup>を取扱ったおそれのある事業所の敷地又はその跡地について、以下の土地改変等の機会に、資料等調査等を実施する必要がある。

<土地改変の機会>

- ・ 事業所の移転若しくは廃止、事業所の敷地若しくはその跡地の再開発等又は土地所有者の変更（合併又は相続により土地所有者の地位を承継する場合を除く。）を行う機会
- ・ 事業所の敷地内の建設工事等により、当該事業所の敷地外に土壌を搬出する機会

1) 土地の形質の変更面積：切土及び盛土の面積の合計。

2) 特定有害物質等：土壌汚染対策法に定める特定有害物質（本書3頁「表2-2」参照）及びダイオキシン類

## 4. 総括

本調査結果は以下のとおり総括される。

対象地は、大正時代までは民家が点在する農用地であったが、昭和初期には複数の線路が敷設される操車場（貨車列車の組成・入換を行う場所）の一面であり、多くの線路が敷設されていた。また、昭和30年代以降は敷地内の一面に低層建物が立地していた。

鉄道の施設では、車両の塗装等の整備を行っていた整備工場やその跡地における土壌汚染の事例が知られている。しかし、操車場は貨車等の連結や移動を行う場所であり、「車両の整備」を行っていたとの記録は確認されない。

従って、操車場において有害物質の使用は考えにくい。

平成元年頃になると大規模な造成工事が行われ、対象地に盛土が見られた。盛土が外部から運ばれた土壌によるものの場合、汚染土の搬入が懸念される。しかし、操車場内にはハンブと呼ばれる人工的な丘があったことから、造成の際に丘の土壌が積まれていたものと推測され、外部からの土壌の搬入は考えにくい。

平成14年頃には造成は完了し、その後は建設資材の置場等として利用されているが、現地踏査により有害物質の保管等は見られなかった。

対象地の周辺も操車場跡地であり、操車場時代に有害物質の使用は考えにくい。造成後に川崎市関連の研究所や電子機器会社が立地しており、いずれも有害物質の使用については不明である。しかし、近年は有害物質の管理が厳しく行われており、周辺の土地に影響を及ぼすような漏洩等の可能性は極めて低い。

周辺環境測定データからは、対象地及び周辺において対象地の土壌環境へ負荷を与えるような要因は確認されなかった。

**以上より、対象地及び周辺の土地利用履歴等からは、対象地の土壌環境に負荷を与えている可能性は低い<sup>1)</sup>ものと考えられる。**

<sup>1)</sup> 本報告書は、土壌汚染の可能性の程度に準じて「極めて低い」「低い」「否定できない」「高い」の4段階で評価している。

## **添付資料**

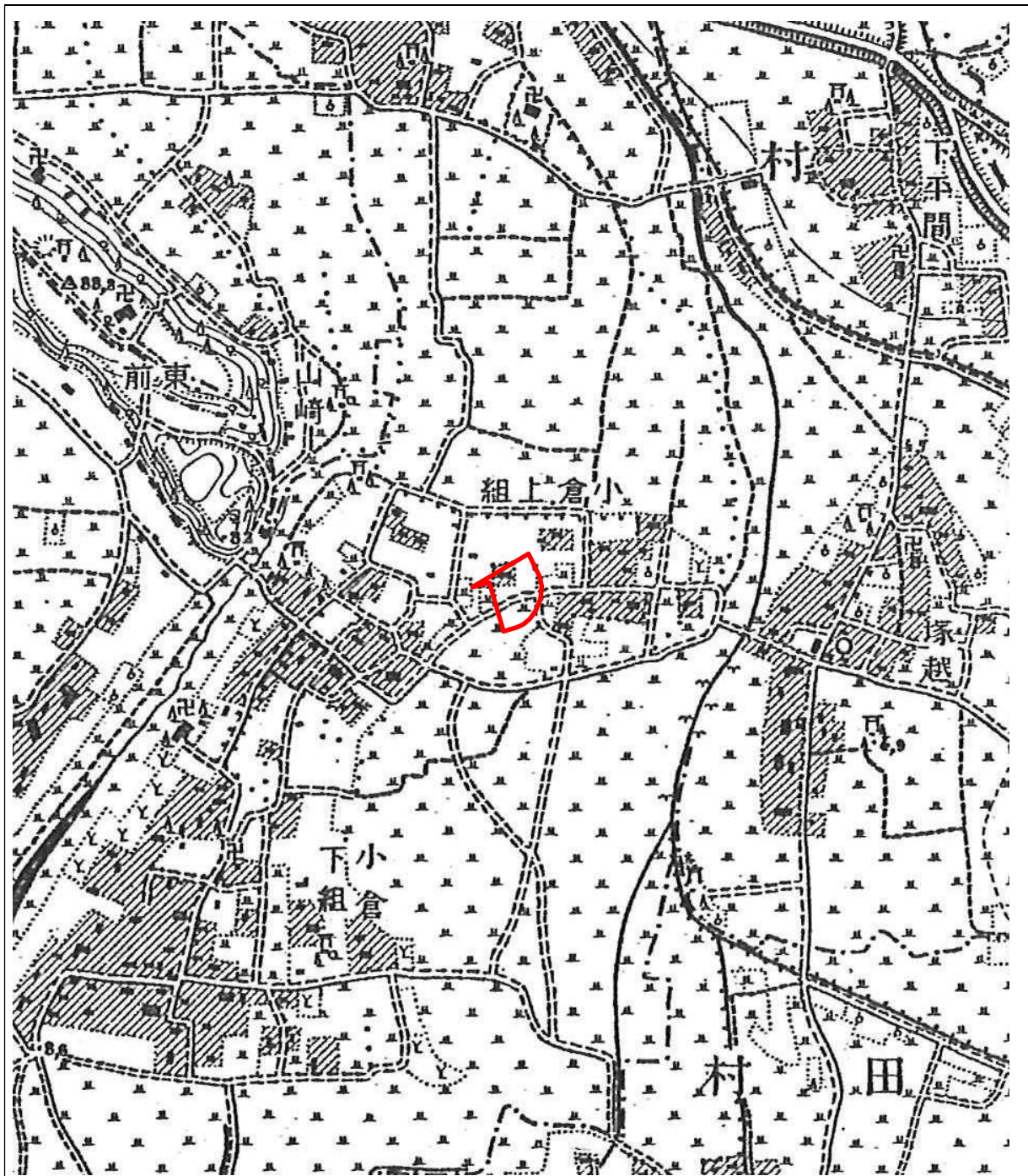
**1. 旧地形図、住宅地図及び空中写真**

**2. 登記簿謄本**

**3. 周辺環境測定データ**

**4. 地形・地質資料**

## 1. 旧地形図、住宅地図及び空中写真




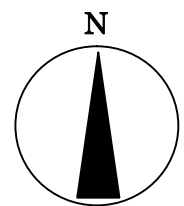
地形図一 1

溝口  
1/20,000 を拡大

明治 39 年 (1906 年)

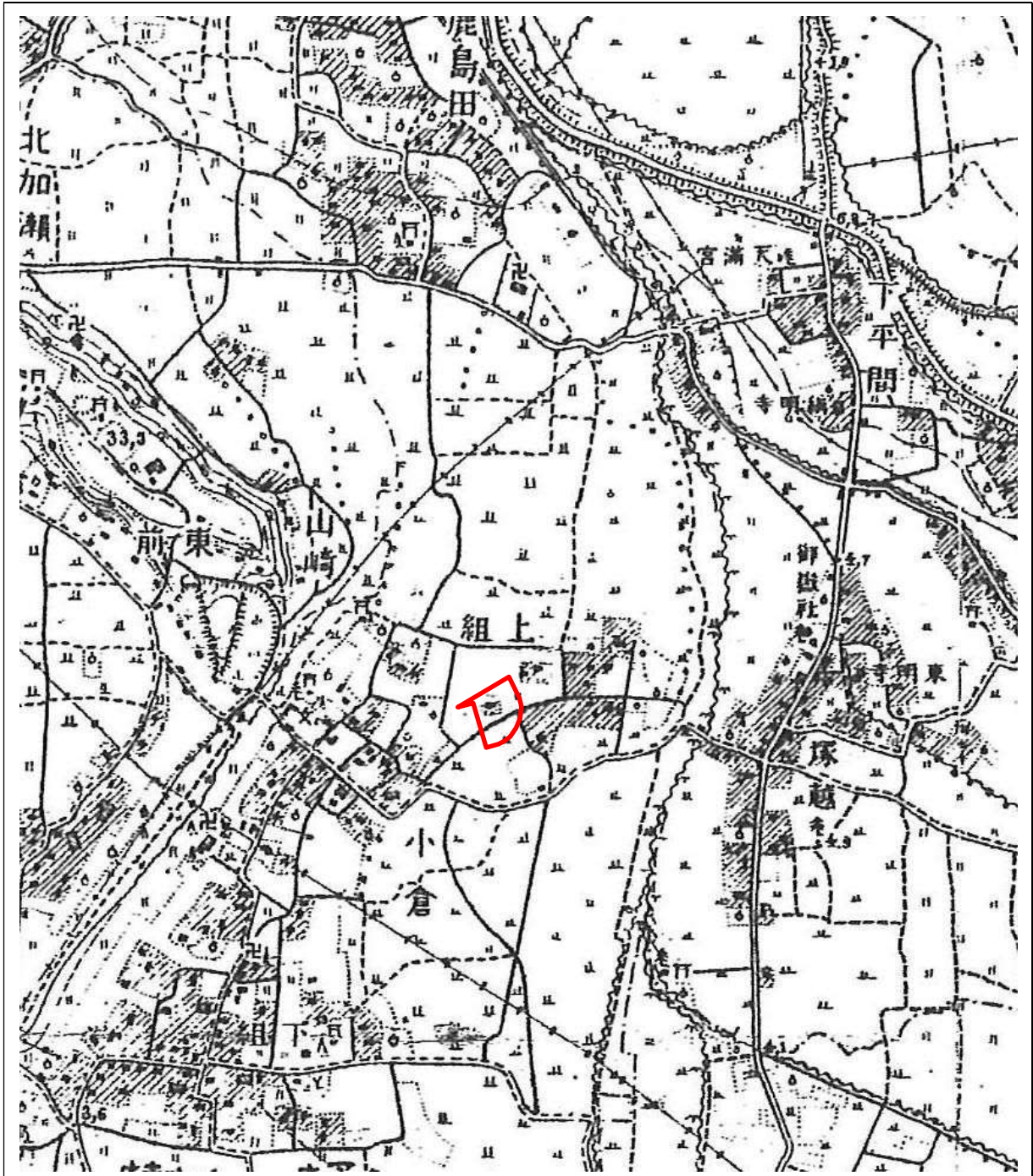
凡例

 : 対象地




この地図は、国土地理院発行の 2 万分の 1 地形図 (溝口) を使用したものである。

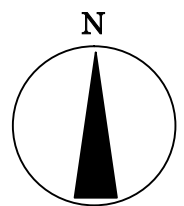




地形図－2  
 川崎  
 1/25,000 を拡大  
 大正 11 年 (1922 年)

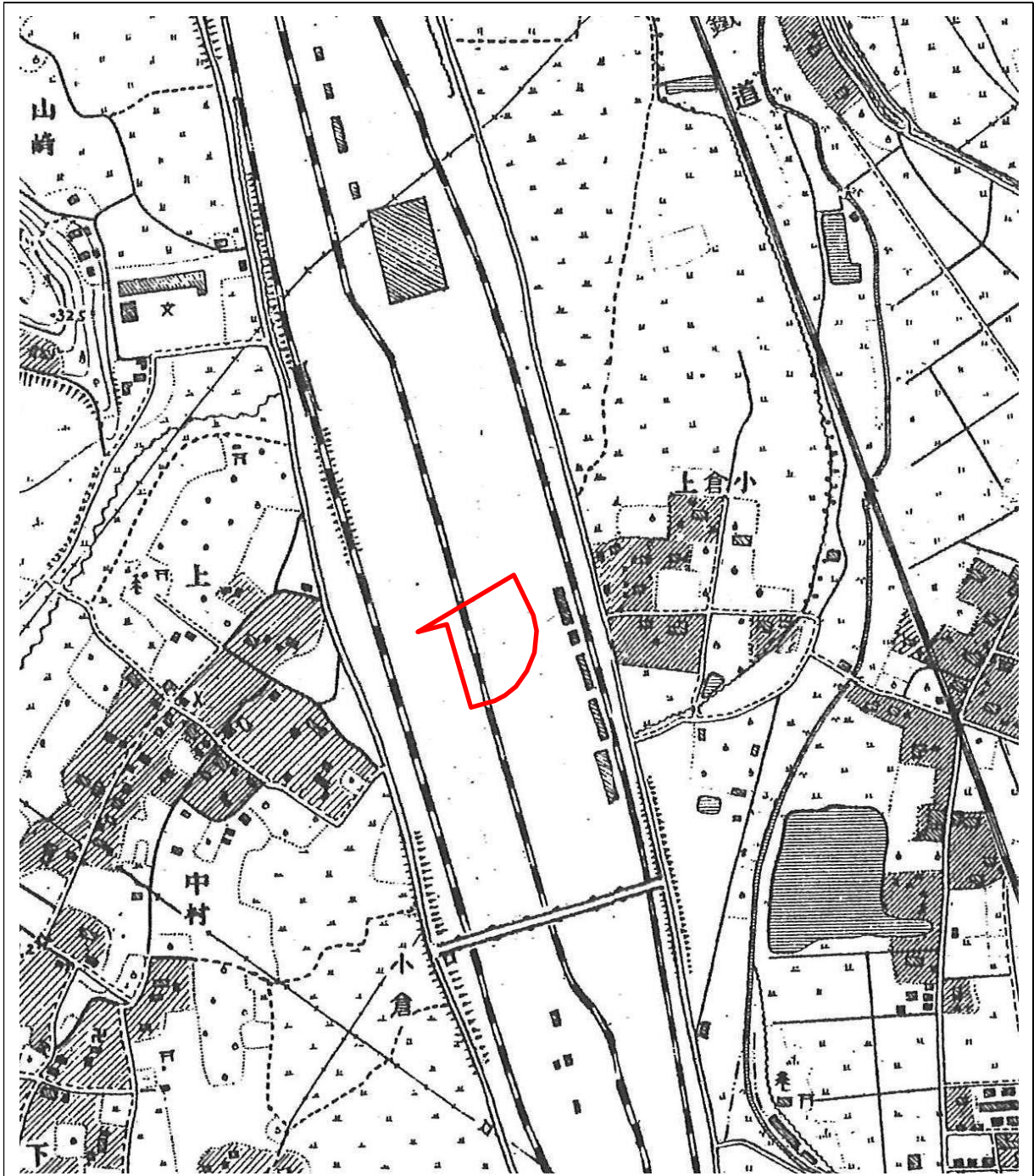
凡例

 : 対象地



この地図は、国土地理院発行の1万分の1  
 地形図 (川崎) を使用したものである。






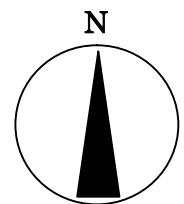
地形図－3

矢口  
1/10,000 を拡大

昭和 12 年 (1937 年)

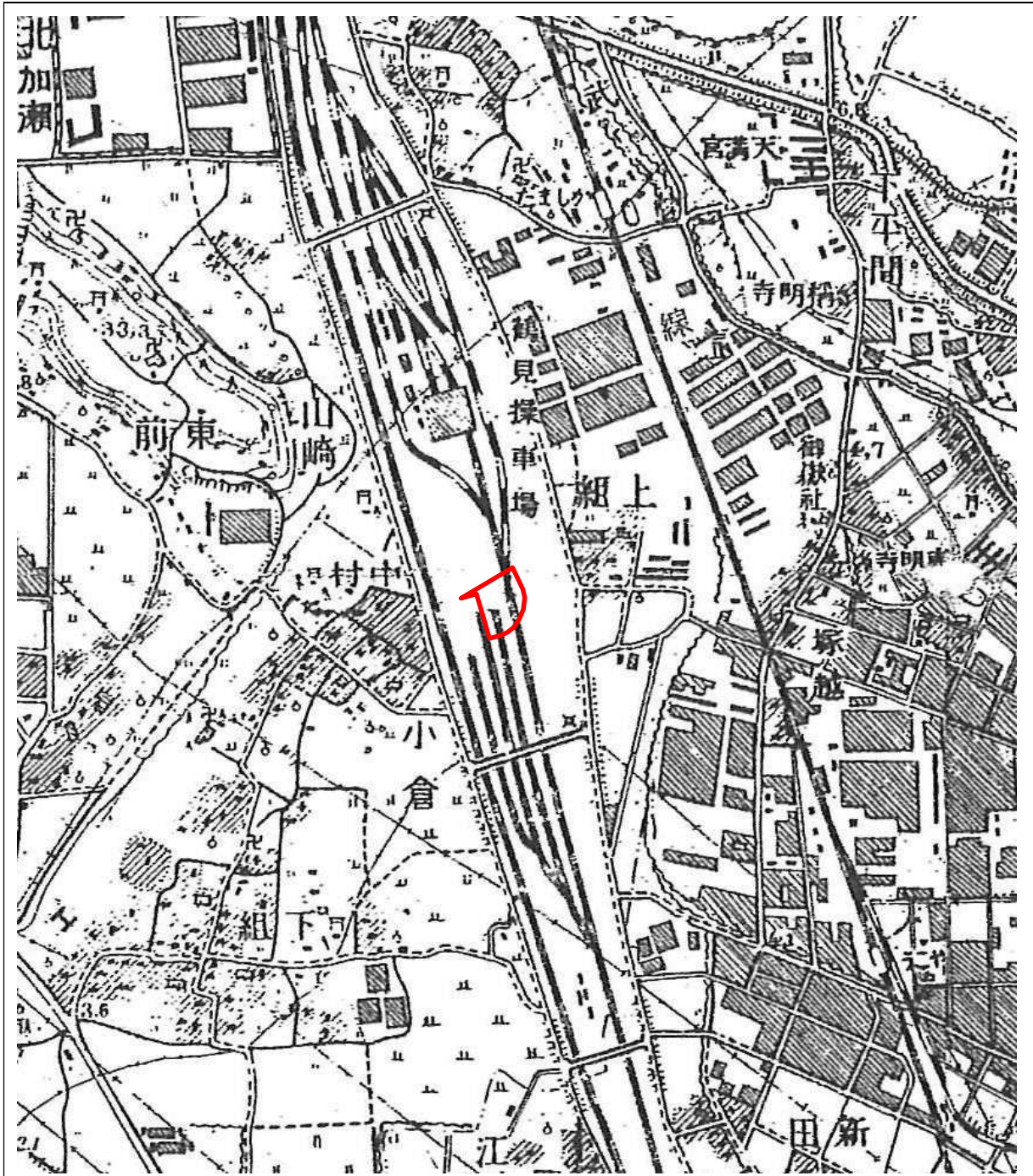
凡例

 : 対象地




この地図は、国土地理院発行の1万分の1  
地形図(矢口)を使用したものである。

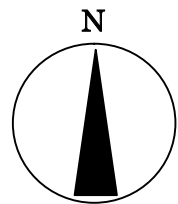




地形図－4  
 川崎  
 1/25,000 を拡大  
 昭和 20 年 (1945 年)

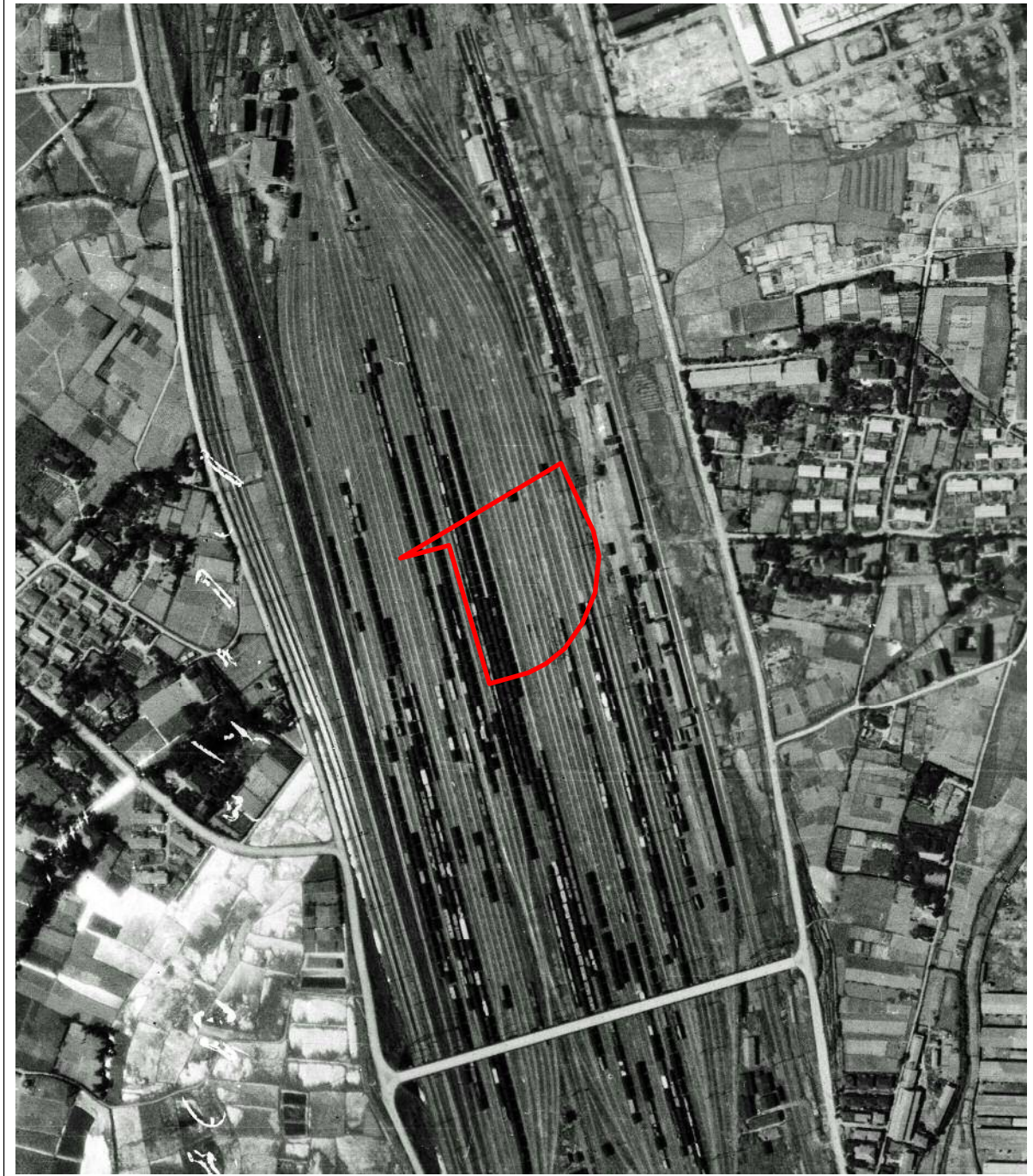
凡例

 : 対象地



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1  
 地形図 (川崎) を使用したものである。






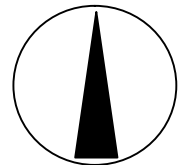
空中写真- 1

昭和 22 年 (1947 年)

凡例

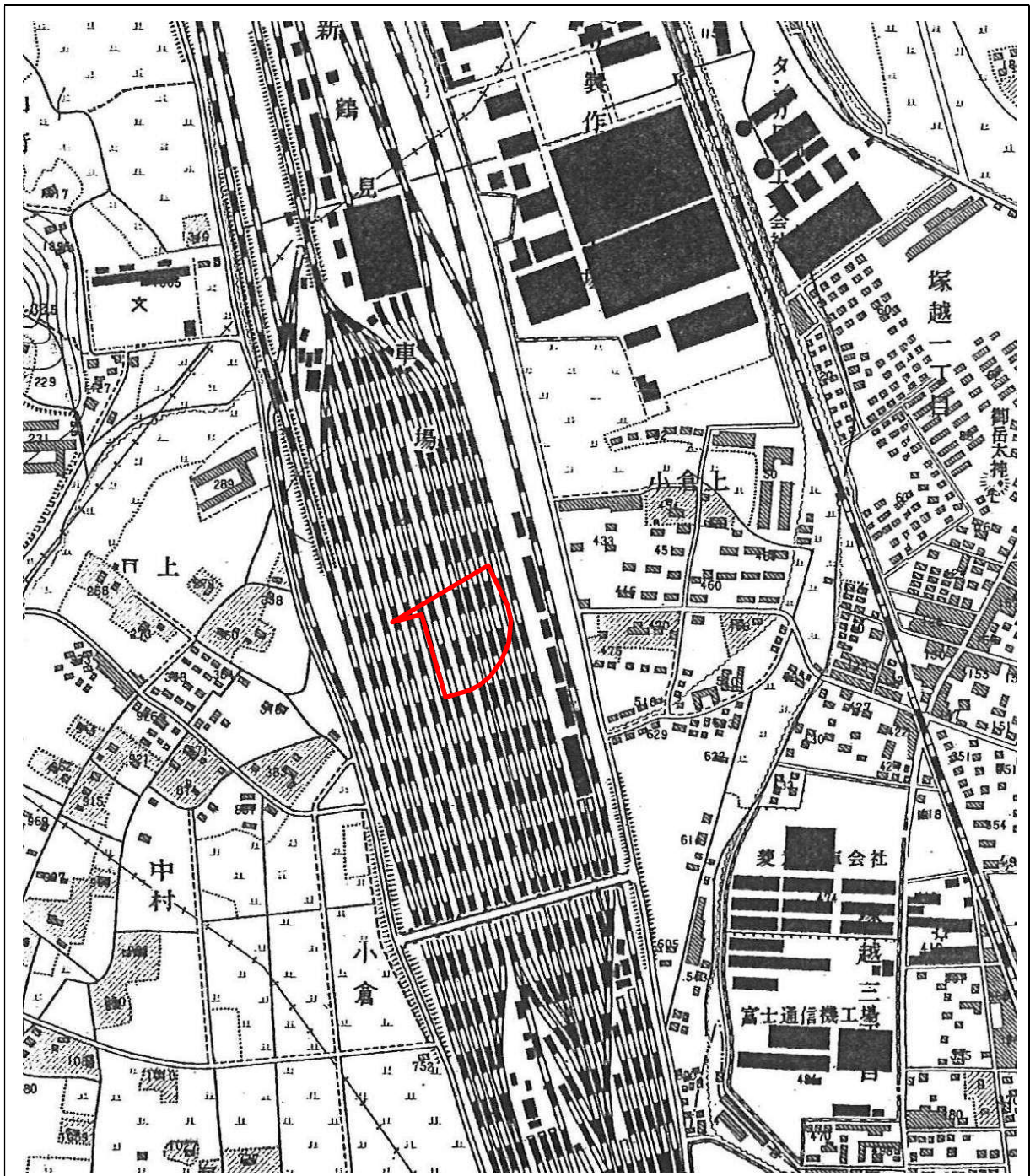
 : 対象地

N



国土地理院保有の空中写真 (1947 年撮影)






地形図－5

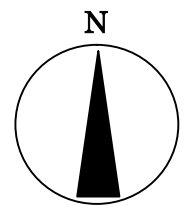
矢口

1/10,000 を拡大

昭和 30 年 (1955 年)

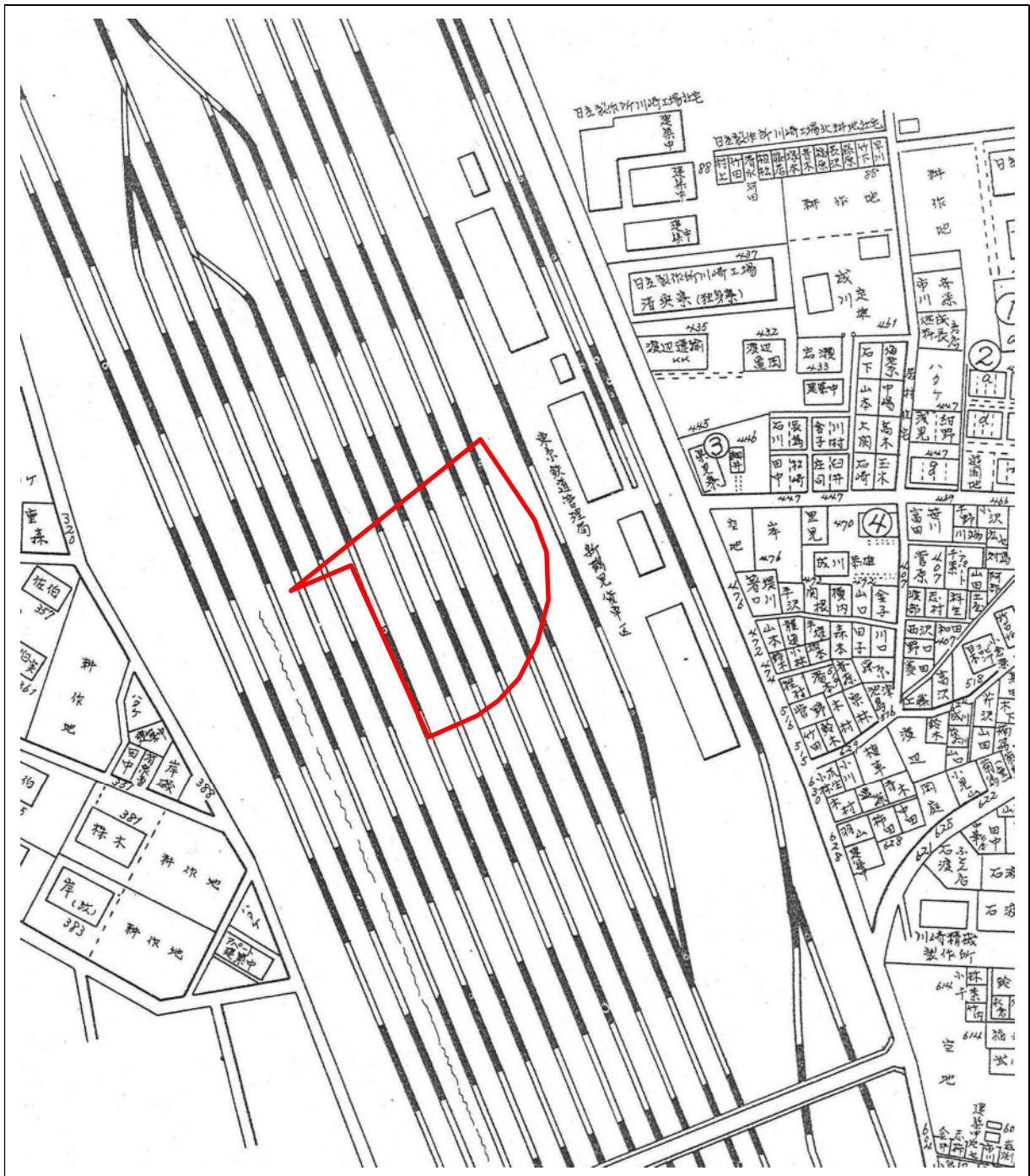
凡例

 : 対象地



この地図は、国土地理院発行の1万分の1地形図(矢口)を使用したものである。




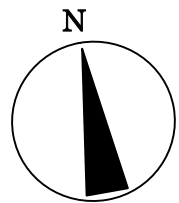


住宅地図-1

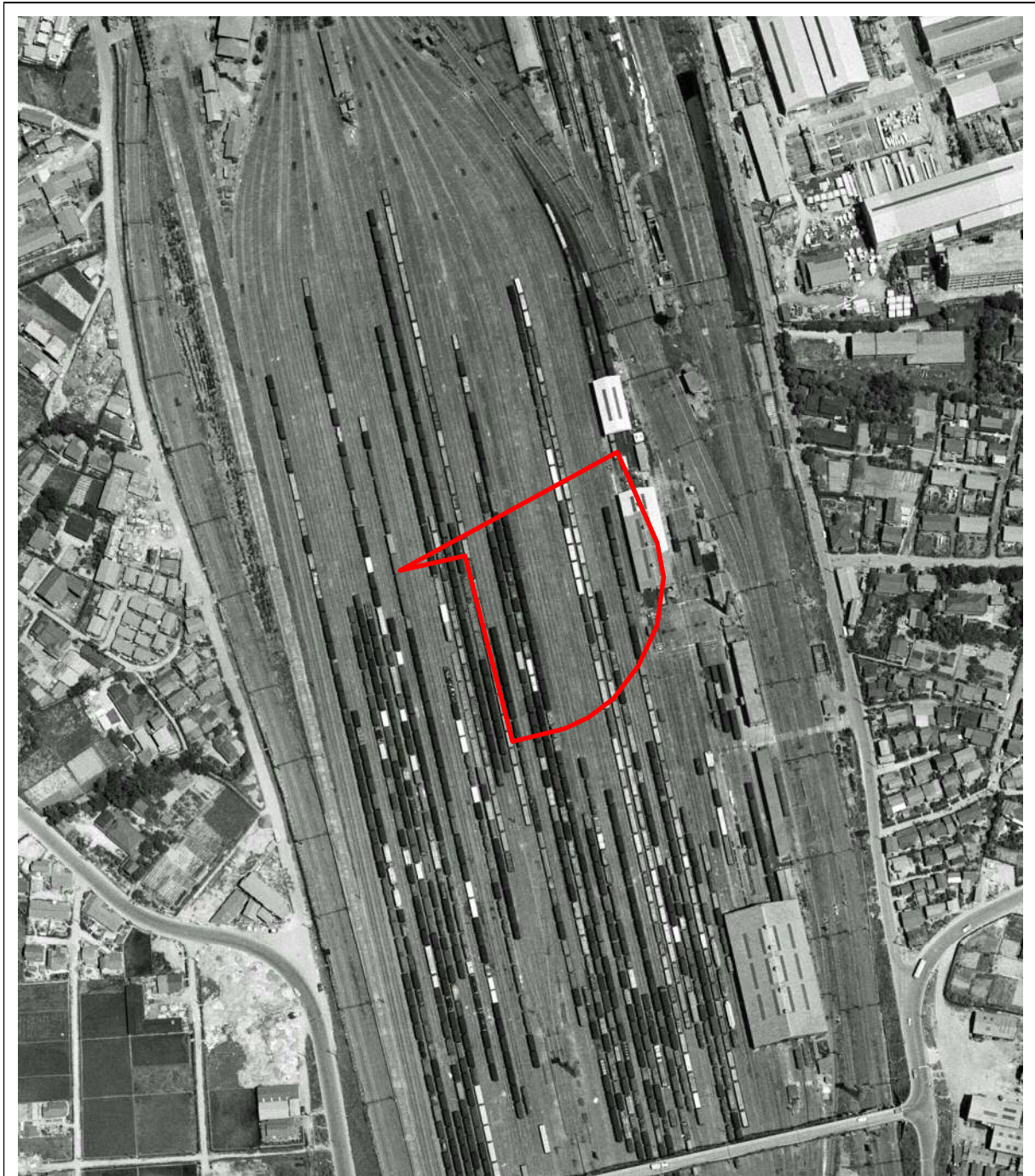
昭和33年(1958年)

凡例

 : 対象地




ゼンリン使用許諾番号: Z14K-第2967号

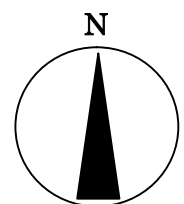


空中写真－ 2

昭和 38 年 (1963 年)

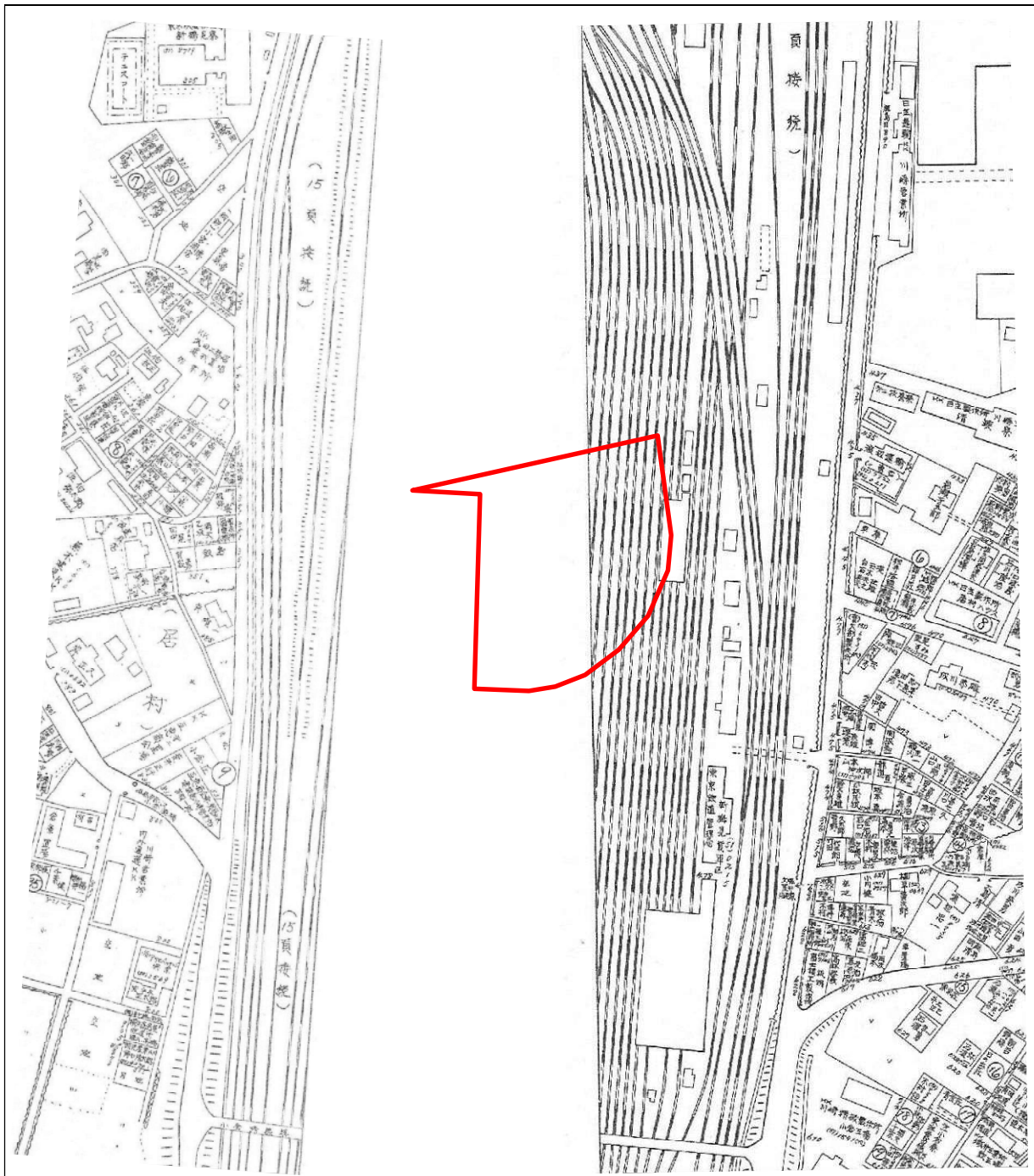
凡例

 : 対象地



国土地理院保有の空中写真 (1963 年撮影)




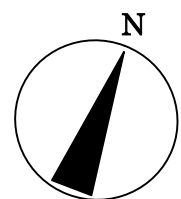


住宅地図-2

昭和42年(1967年)

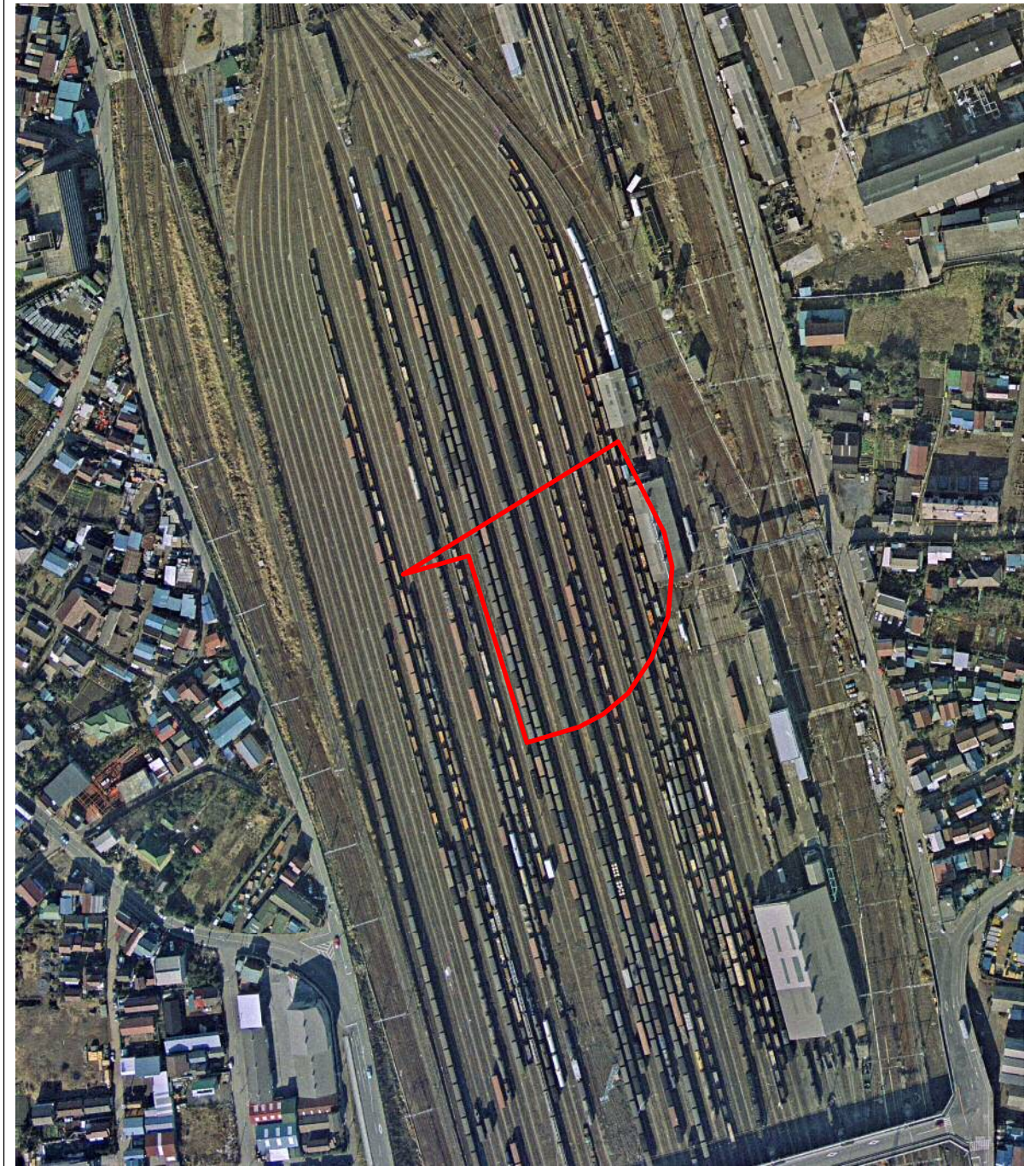
凡例

 : 対象地



ゼンリン使用許諾番号: Z14K-第2967号






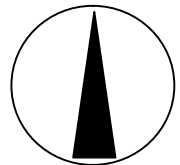
空中写真－ 3

昭和 50 年 (1975 年)

凡例

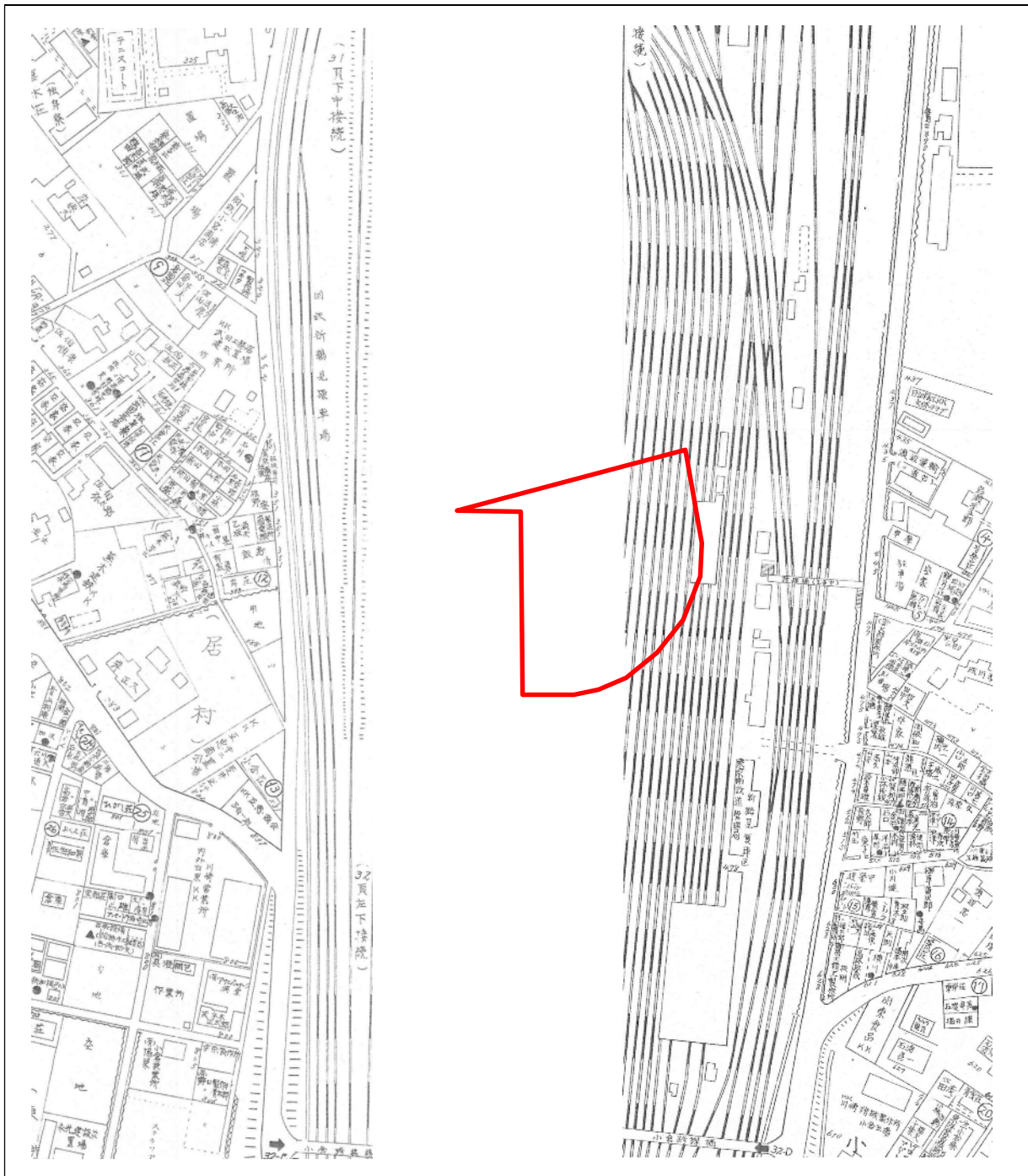
 : 対象地

N



国土地理院保有の空中写真 (1975 年撮影)




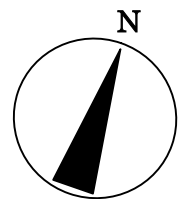


住宅地図－3

昭和 50 年 (1975 年)

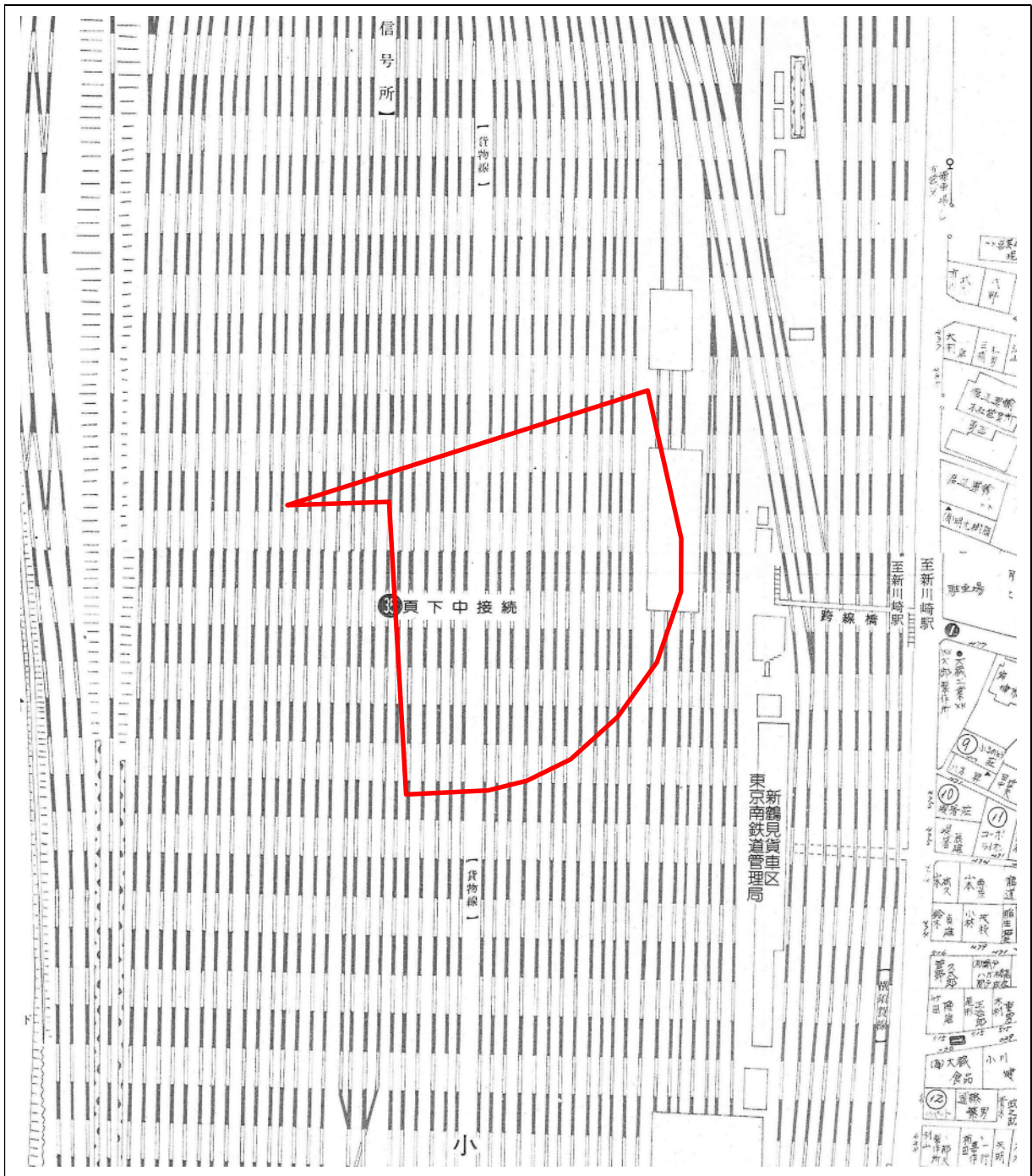
凡例

 : 対象地



ゼンリン使用許諾番号： Z14K-第 2967 号




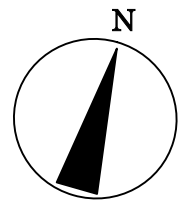


住宅地図 - 4

昭和 59 年 (1984 年)

凡例

 : 対象地



ゼンリン使用許諾番号: Z14K-第 2967 号






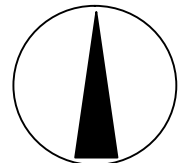
空中写真－ 4

平成元年（1989年）

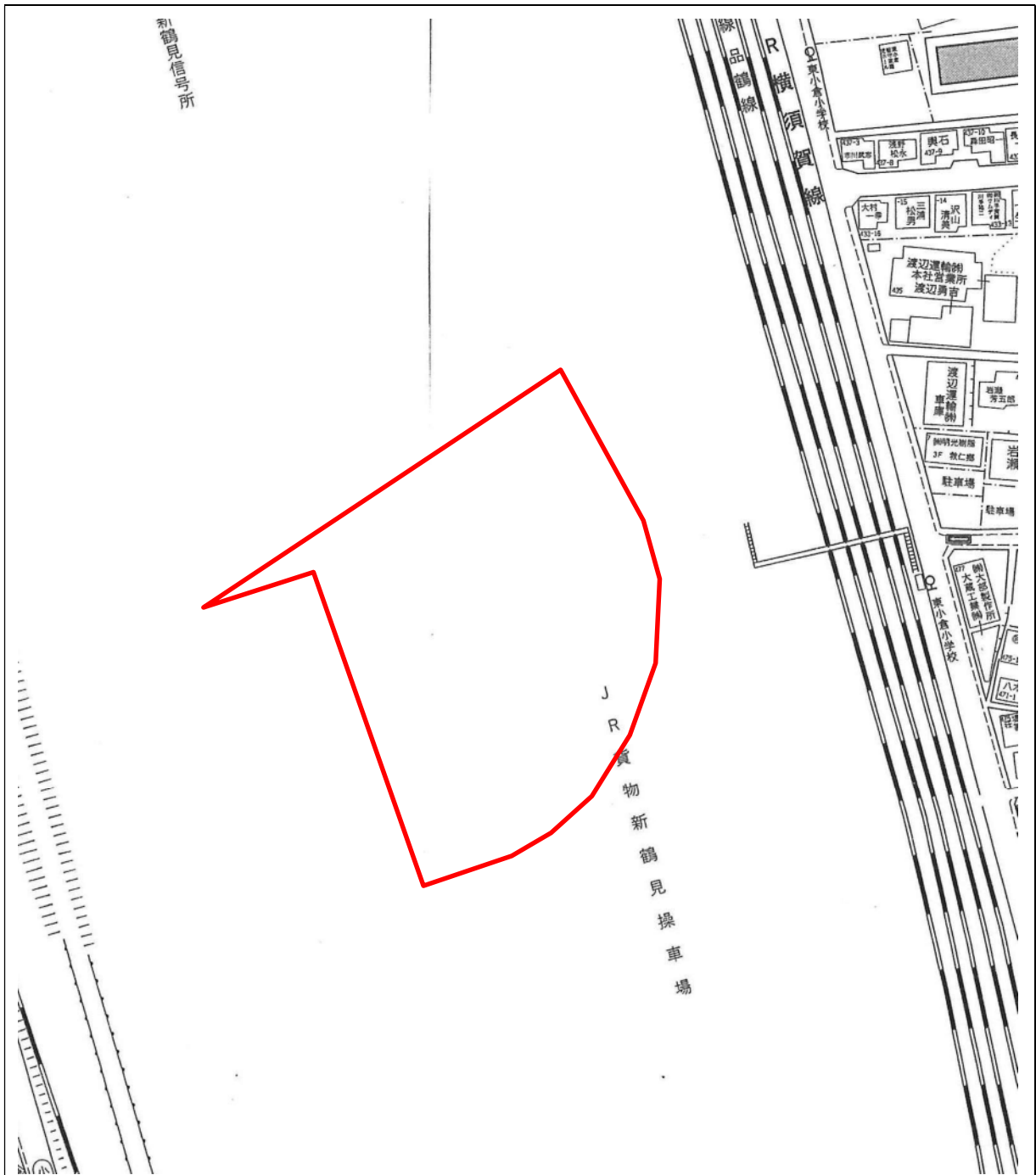
凡例

 : 対象地

N




国土地理院保有の空中写真（1989年撮影）

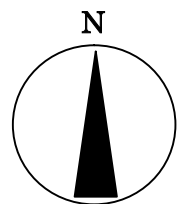


住宅地図－ 5

平成 3 年 (1991 年)

凡例

 : 対象地




ゼンリン使用許諾番号： Z14K-第 2967 号



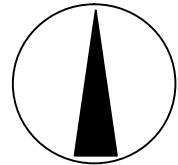
住宅地図－6

平成 11 年 (1999 年)

凡例

 : 対象地

N



ゼンリン使用許諾番号： Z14K-第 2967 号




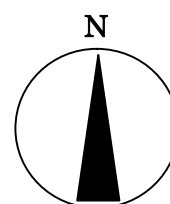


空中写真－ 5

平成 14 年（2002 年）

凡例

 : 対象地



国土地理院保有の空中写真（2002 年撮影）






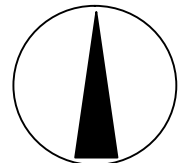
空中写真－ 6

平成 19 年（2007 年）

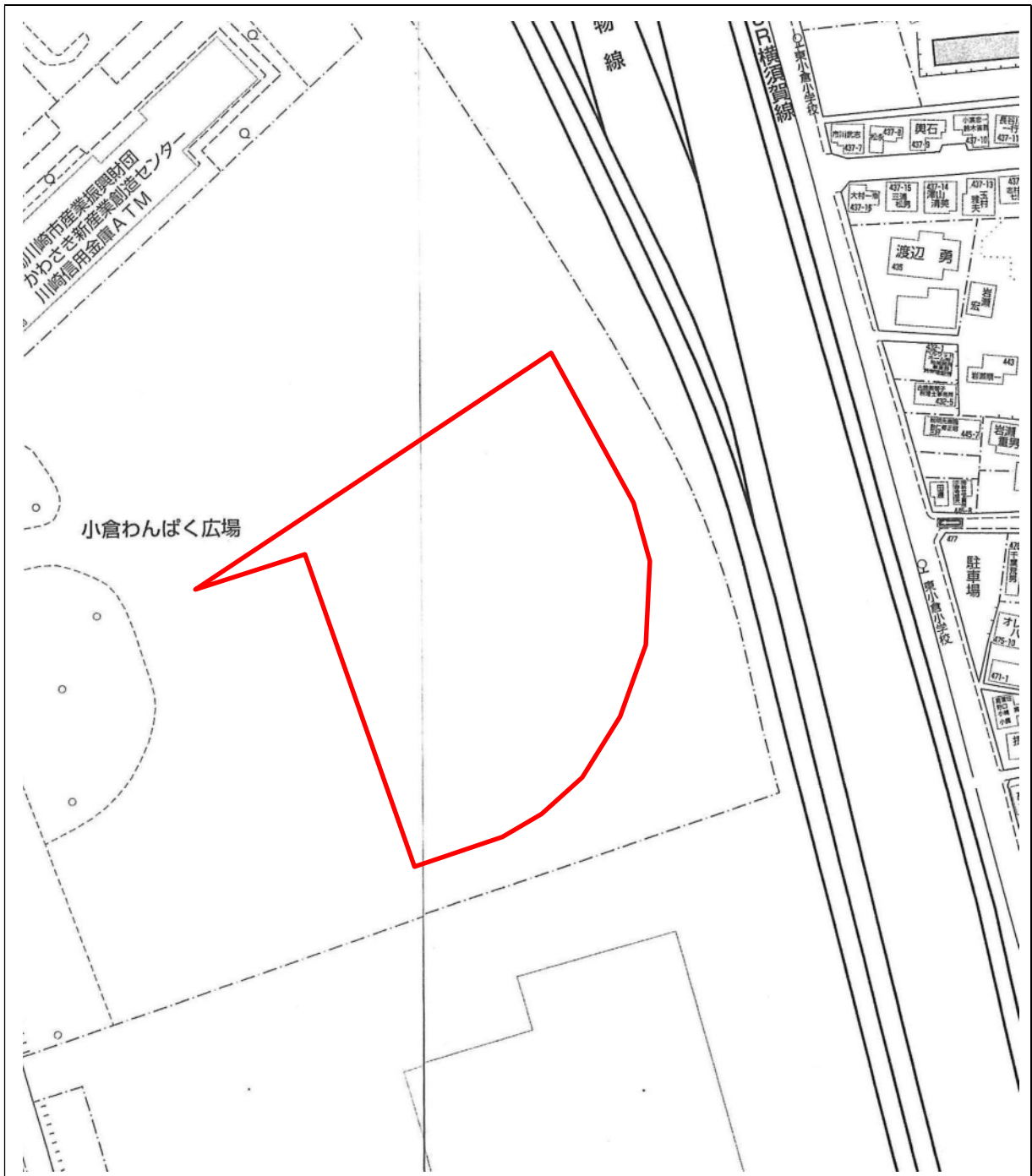
凡例

 : 対象地

N




国土地理院保有の空中写真（2007 年撮影）



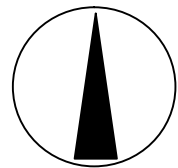
住宅地図－ 7

平成 19 年 (2007 年)

凡例

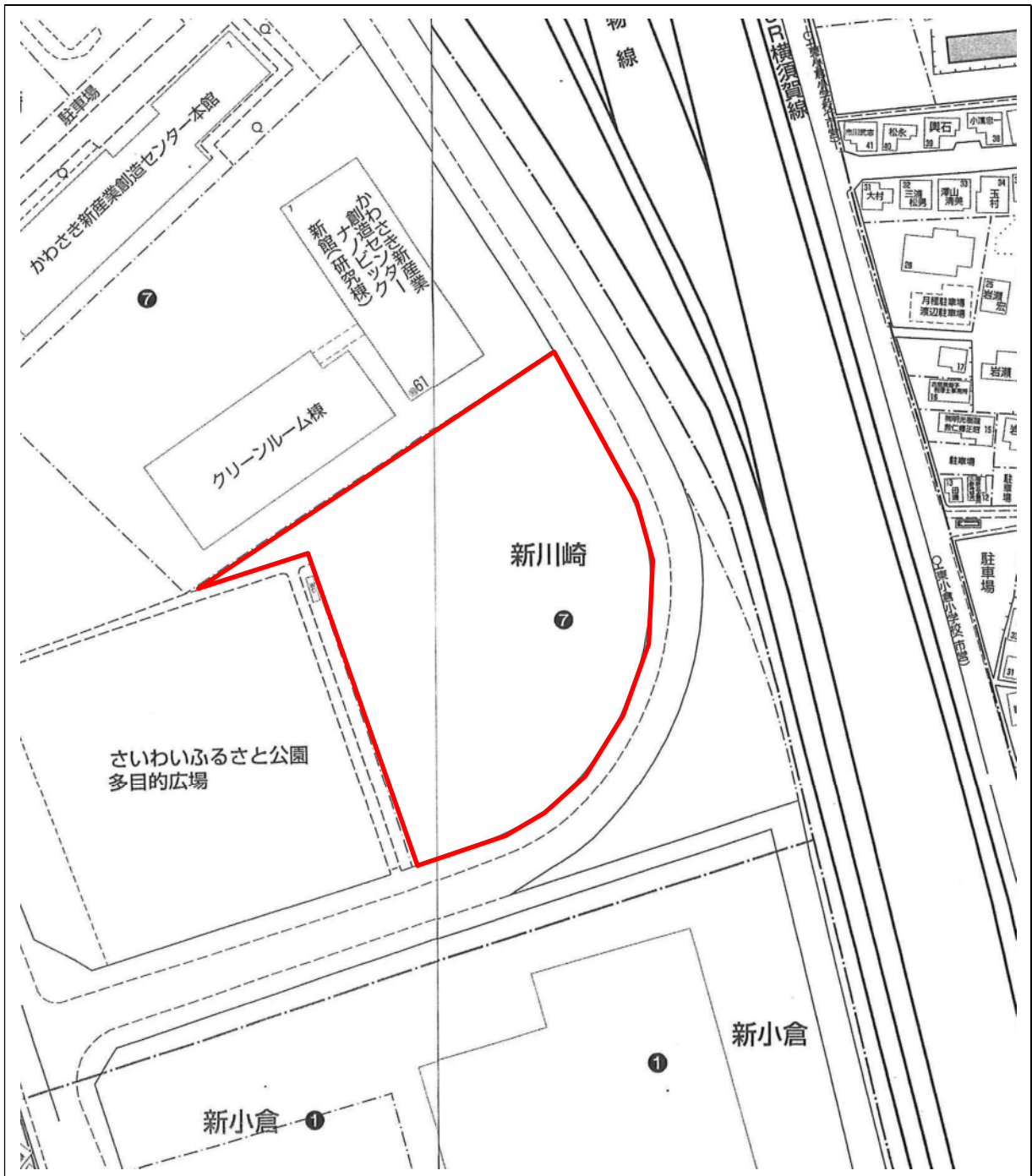
 : 対象地

N



ゼンリン使用許諾番号： Z14K-第 2967 号






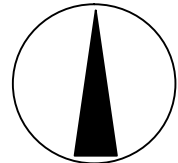
住宅地図－ 8

平成 26 年 (2014 年)

凡例

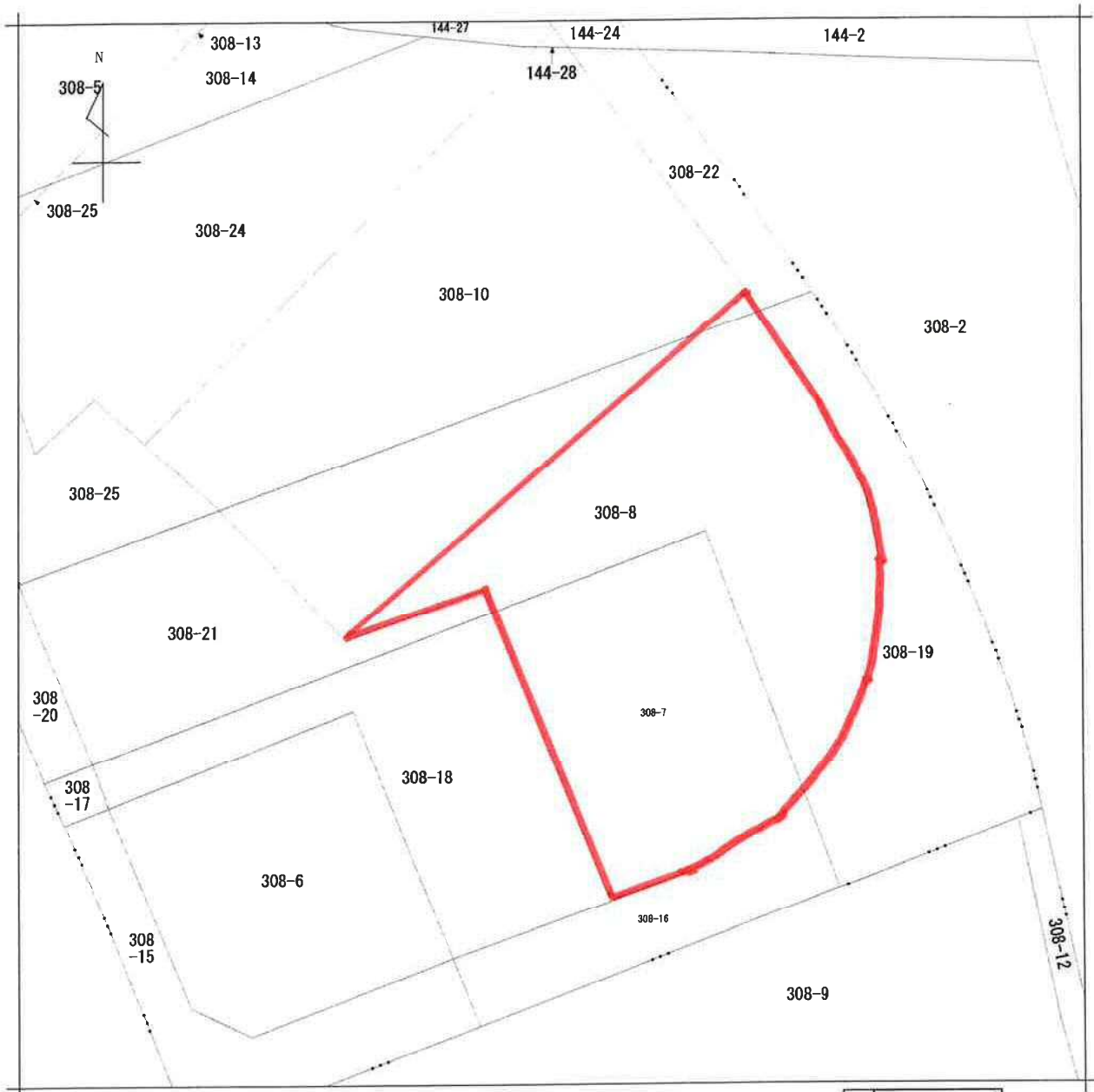
 : 対象地

N



ゼンリン使用許諾番号 : Z14K-第 2967 号





請求部	所在	川崎市幸区新川崎			地番	308番8		
出力縮	1/1000	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	